

東京都立川児童相談所 会計年度任用職員募集要項（福祉業務専門員）

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 職名 | 会計年度任用職員(福祉業務専門員) |
| 任用根拠 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号 |
| 採用予定人数 | 4名 |
| 任用期間 | 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。 |
| 勤務職場 | 東京都立川児童相談所一時保護所 (東京都立川市内) |
| 職務内容 | 一時保護所入所児童の生活指導業務補助(主に生活面、学習面)等 |
| 応募資格・求められる能力 | 次のいずれかひとつ以上の要件を満たすこと (1)保育士の資格を有する者 (2)社会福祉施設等における実務経験2年以上 (3)大学・短期大学の社会福祉系学部を卒業又は見込み (4)社会福祉専門学校の卒業生・卒業見込み (5)精神保健福祉士、社会福祉士の資格を有する者 ※求められる能力 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること |
| 勤務日数 | 月16日(土日及び祝日勤務あり) |
| 勤務時間 | 次の時間帯による、シフト勤務。(新規事業所立上げのため、シフト表は予定です) 勤務日及び勤務時間については、おおむね月ごとに相談させていただきます。 (日勤シフト) ①午前7時00分から午後3時45分まで ②午前8時30分から午後5時15分まで ③午後0時15分から午後9時00分まで (夜勤シフト) ・午後4時30分から翌日午前9時30分まで(15時間30分) 所定勤務時間を超える勤務無(業務の必要上やむを得ない場合のみ) |

| | |
|------|--|
| 休憩時間 | 日勤は勤務時間内における60分 夜勤は勤務時間内における90分 (職員勤務表に準ずる) |
| 休暇等 | (1) 有給 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、 出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (2) 無給 病欠休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、 短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病欠休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達 後の取得は無給の取扱いとなります。 |
| 報酬額 | 日額(日勤ローテ) 14,000円 日額(夜勤) 32,200円 通勤手当相当額を別途支給(上限 7,100円/日) ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給 |
| 募集期間 | 令和8年5月8日(金曜日)まで |
| 応募方法 | (1)応募書類 ア 会計年度任用職員申込書(別紙) イ 資格を証明する書類の写し ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 (2)申込先 送付先メールアドレス:S1143401@section.metro.tokyo.jp 送付時の件名:会計年度任用職員採用選考応募(福祉業務専門員(夜勤あり)) ※ 郵送又は持参による応募は受け付けていません。 ※ 申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信 メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。 |
| 選考方法 | (1)第一次選考(書類選考) (2)第二次選考(面接) 令和8年5月13日(水曜日)から同年5月15日(金曜日)までのいずれかの日に実施予定 ※ 合否結果については、ご本人宛郵送により通知します。電話連絡をさせていただく場合も ございます。 ※ 選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承下さい。 |
| 特記事項 | 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴 力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」と |

| | |
|-------|--|
| | <p>いいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。</p> |
| 問い合わせ | <p>〒190-0023 東京都立川市柴崎町二丁目21番地19 東京都立川児童相談所管理担当 電話:042-523-1321(代表)</p> |